

春光台・鷹の巣地域 令和5年度活動計画

令和5年5月

春光台・鷹の巣まちづくり実行委員会

1 春光台・鷹の巣地域のまちづくりの地域目標

安心・安全・元気で仲よく暮らせるまちづくり
～ ふるさと愛を育む，地域の絆づくり ～

2 解決すべき地域課題

■ 福祉，子育て，健康づくり，地域の支え合いの強化

- 老人クラブの活動の充実（高齢者の増加） (①)
- 地域で子どもを育む意識の向上 (②)

■ 教育，文化，スポーツ振興

- 子どもの生活習慣改善 (③)
- 学習支援活動の充実 (④)

■ 基本的な生活環境の確保，環境保全，事故・犯罪の防止，防災

- 避難行動要支援者の支援組織体制の整備 (⑤)

3 令和5年度事業計画（包括型まちづくり事業補助金）

春光台・鷹の巣地域の課題解決に向けて、令和4年度に取り組む事業は、次のとおりとする。

【事業計画】

実施時期	事業名	実施団体	実施内容	事業費 (うち補助金)
7月 ～ 1月	「子ども支援」事業	「子ども支援」 実行委員会	春光台中学校及び高台小学校での学習支援の場の設置・運営 ※地域課題②④に対応	30千円 (30千円)
6月 ～ 3月	地域防災心得改定事業	地域防災心得改定 実行委員会	地域の防災心得を現状に合ったかたちに改定し地域住民に配布する ※地域課題⑤に対応	250千円 (250千円)
6月 ～ 9月	災害時避難要支援者の避難実施訓練事業	要支援者避難支援 実行委員会	大停電を想定し、自力では避難できない或いは困難である要支援者の避難及びその支援のための訓練を実施 ※地域課題①⑤に対応	40千円 (40千円)
	計3事業			320千円 (320千円)

※詳細は別紙のとおり。

【包括型まちづくり事業補助金】

各事業の実施に当たっては、引き続き、地域活動計画に基づく包括型まちづくり事業補助金を活用する。

なお、全体計画及び事業調整を担う組織として設置した、『春光台・鷹の巣まちづくり実行委員会』において、各事業及び実施団体の連携を図り、地域住民や活動団体が一体となった地域づくりを推進する。

「春光台・鷹の巣まちづくり実行委員会」会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、「春光台・鷹の巣まちづくり実行委員会」(以下「委員会」という。)と称し、事務局は、旭川市春光台公民館に置く。

(目的)

第2条 委員会は、春光台・鷹の巣まちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)の所管区域において、協議会の意見を踏まえた各種事業を束ねる体制を構築し、地域内の横連携を促進するとともに、多様化する地域課題に柔軟かつ計画的に実行することにより、地域力の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 活動計画の作成、各種事業の企画・実施及び総括・事業調整
- (2) その他、目的を達成するために必要と認められる事業

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 協議会の所管区域において、市民委員会等の住民組織または活動団体の長及びその団体に所属している者
- (2) 協議会の意見を踏まえた各種事業を実施している団体の長及びその団体に所属している者
- (3) 委員会が特別に認めた者

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名以上
- (3) 会計 1名以上
- (4) 監事 1名以上

(役員職務)

第6条 会長は、委員会を代表し、会務を総括するとともに、会議の進行を担う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、委員会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- 4 監事は、委員会の会計事務を監査する。

(委員及び役員の任期)

第7条 委員及び役員の任期は、就任した日からその日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した委員及び役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 会議の招集は会長が行う。

- 2 会議の開催は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、やむを得ないときは、

委任状をもって出席に代えることができる。

3 議事の決定は、出席総数の過半数をもって成立する。

(経費)

第9条 委員会の運営に要する経費は、補助金、助成金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計)

第10条 委員会の会計事務は、事務局が担当する。

(会計年度)

第11条 委員会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(補則)

第12条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、会議を招集してこれを定める。

附 則

1 この会則は、平成30年2月23日から施行する。

2 委員会の初年度の会計年度は、第10条の規定にかかわらず、会の設立した日から当該年度の3月31日までとする。

令和5年度 春光台・鷹の巣まちづくり実行委員会委員名簿

役職	氏 名	ふ り が な	所 属 団 体
会 長	菊 地 芙美恵	きくち ふみえ	春光台公民館運営理事会
副会長	小 原 陽 一	おばら よういち	春光台商工振興会
監 事	上 森 茂	うえもり しげる	春光台地区市民委員会
会 計	横 山 孝	よこやま たかし	鷹の巣福祉村地区市民委員会
委 員	高 橋 龍 治	たかはし りゅうじ	たかのす笑和会
委 員	玉 井 一 行	たまい かずゆき	旭川市立高台小学校
委 員	伊 林 幸 夫	いばやし ゆきお	春光台地区社会福祉協議会
委 員	上 森 仲 子	うえもり なかこ	春光台地区民生委員児童委員協議会
委 員	大久保 義 隆	おおくぼ よしたか	高台チャレンジクラブ
委 員	伊 藤 光 子	いとう みつこ	春光台地区交通安全協会
委 員	宮 上 憲 之	みやかみ のりゆき	社会福祉法人北海道療育園
委 員	早 坂 祐 司	はやさか ゆうじ	春光・春光台地区包括支援センター
委 員	水 野 浩	みずの ひろし	旭川市消防団第27分団
委 員	山 本 勝 幸	やまもと かつゆき	鷹の巣福祉村地区社会福祉協議会
委 員	福 屋 聖 恵	ふくや さとえ	

【事務局：春光台公民館】

日比野 正 人	藤 村 護	高 橋 修
---------	-------	-------

① 「子ども支援」事業

事業計画書

事業名	「子ども支援」事業
事業の目的・内容	<p>1 事業の目的 登下校の子どもたちをも守るとともに、地域の人との関わり合いをとおして子どもたちに社会性を身に付けてもらうことを目的に、「子ども支援」事業を実施する。</p> <p>2 実施内容 次のとおり、子どもを支援する。 (1) 対象学年 小学1年生～中学3年生 (2) 活動場所 学校通学路 (3) 活動期間 通年</p> <p>3 事業実施主体 「子ども支援」実行委員会</p>
事業期間	令和5年7月1日から令和6年1月31日まで

事業収支予算書

(収入)

(単位：円)

区分	金額	内容
補助金	30,000	旭川市地域まちづくり推進事業補助金
計	30,000	

(支出)

(単位：円)

区分	金額	内容
消耗印刷費	20,000	用紙代, 印刷代 ほか
通信運搬費	10,000	切手・郵送費
計	30,000	

「子ども支援」実行委員会 会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、「子ども支援」実行委員会（以下「委員会」という。）と称し、事務局は、旭川市春光台公民館に置く。

(目的)

第2条 委員会は、学校関係者との連携の下、春光台地区及び鷹の巣福祉村地区（以下「春光台地域」という。）に住む小学生及び中学生（以下「小・中学生」という。）を対象に、子どもたちの教育活動を支援することを目的とする。

(事業の名称)

第3条 この事業は「子ども支援事業」（以下「事業」という。）と称する。

(事業の実施)

第4条 事業の具体的実施方法は、別に定める「子ども支援」実施要領に基づくものとする。

2 「子ども支援」実施要領は、実情に合うように、委員会の検討を経て、変更することができる。

(組織)

第5条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 春光台地域に住み、教職の経験を有する者。
- (2) 春光台地域に住む有識者で、子どもの扱いに慣れている者。
- (3) 春光台地域以外に住むが、事業の趣旨に賛同する(1)または(2)の該当者。

(役員)

第6条 委員会には次の役員を置く。

会長1名、副会長若干名、会計1名、監事1名。

(役員職務)

第7条 役員は次に掲げる職務を行う。

- (1) 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。また、会議では議長を務める。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、委員会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (4) 監事は、委員会の会計事務を監査する。

(事務局職務)

第8条 事務局は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 委員会運営及び事業実施に関する会計事務及び庶務的な業務。
- (2) 委員会運営及び事業実施に関し、必要と思われる助言。

(会議)

第9条 会議開催は会長の裁量により、必要に応じて開催する。また、幅広く意見を集約し、小・中学生たちの考え・気持ち等をも十分に斟酌する。

(委員及び役員任期)

第10条 委員及び役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 委員の任期は2年とし、期間は4月1日から翌年度3月31日までとするが、希望により延長できる。
- (2) 役員の任期は2年とし、期間は4月1日から翌年度3月31日までとするが、再任を妨げない。
- (3) 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(参加料と謝金)

第11条 小・中学生の本事業への参加は、無料とする。

- 2 委員の本事業での活動は、原則として、ボランティアとするが、予算内で謝金を払う場合もある。

(会計年度)

第12条 委員会の会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

(補 足)

第13条 この会則に定める事柄の他、必要な事項については、会議においてこれを定める。

附則

- 1 この会則は、平成29年4月17日から施行する。
- 2 委員会の初年度の委員及び役員任期は、第10条の規定にかかわらず、委員会の設立の日から当該年度の翌年度3月31日までとする。
- 3 委員会の初年度の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、委員会の設立日から当該年度の3月31日までとする。

附則

- 1 この会則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この会則は、令和5年6月1日から施行する。

令和5年度 「子ども支援」 実行委員会委員名簿

役職	氏 名	ふ り が な	所 属 団 体
会 長	菊 地 芙美恵	きくち ふみえ	春光台公民館運営理事会
副会長	小 原 陽 一	おぼら よういち	春光台商工振興会
監 事	上 森 茂	うえもり しげる	春光台地区市民委員会
会 計	横 山 孝	よこやま たかし	鷹の巣福祉村地区市民委員会
委 員	高 橋 龍 治	たかはし りゅうじ	たかのす笑和会
委 員	玉 井 一 行	たまい かずゆき	旭川市立高台小学校
委 員	伊 林 幸 夫	いばやし ゆきお	春光台地区社会福祉協議会
委 員	上 森 仲 子	うえもり なかこ	春光台地区民生委員児童委員協議会
委 員	大久保 義 隆	おおくぼ よしたか	高台チャレンジクラブ
委 員	伊 藤 光 子	いとう みつこ	春光台地区交通安全協会
委 員	宮 上 憲 之	みやかみ のりゆき	社会福祉法人北海道療育園
委 員	早 坂 祐 司	はやさか ゆうじ	春光・春光台地区包括支援センター
委 員	水 野 浩	みずの ひろし	旭川市消防団第27分団
委 員	山 本 勝 幸	やまもと かつゆき	鷹の巣福祉村地区社会福祉協議会
委 員	福 屋 聖 恵	ふくや さとえ	

【事務局：春光台公民館】

日比野 正 人	藤 村 護	高 橋 修
---------	-------	-------

② 地域防災心得改定事業

事業計画書

事業名	地域防災心得改定事業
事業の目的・内容	<p>1 事業の目的 平成26年3月に発行された地域の防災心得を現状に合ったものに改定し、地域住民に配布し活用を推進する。</p> <p>2 実施内容 次のとおり、「地域防災心得改定」を実施する。 (1) 実施日 令和5年6月1日から令和6年3月31日 (2) 対象 地域住民 (3) 実施場所 春光台公民館</p> <p>3 事業実施主体 地域防災心得改定実行委員会</p>
事業期間	令和5年6月1日から令和6年3月31日まで

事業収支予算書

(収入)

(単位：円)

区分	金額	内容
補助金	250,000	旭川市地域まちづくり推進事業補助金
計	250,000	

(支出)

(単位：円)

区分	金額	内容
消耗印刷費	230,000	心得印刷 ほか
通信運搬費	20,000	通信用切手代
計	250,000	

地域防災心得改定実行委員会 会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、「地域防災心得改定実行委員会」(以下「委員会」という。)と称し、事務局は、旭川市春光台公民館に置く。

(目的)

第2条 委員会は、春光台・鷹の巣福祉村地域の防災心得を現状に合ったものに改定し、住民が安心して生活する環境を整えることを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、第2条の目的を達成するため次の事業を実施する。

- (1) 地域の防災に関すること。
- (2) 現状の防災心得に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 春光台及び鷹の巣福祉村地区の市民委員会等の住民組織に所属している者。
- (2) 旭川市春光台公民館及び旭川市春光台地区センターに所属している者。
- (3) 委員会が特別に認めた者。

(専門部)

第5条 本会には次の役員を置く。

委員会に会長1名、副会長1名、会計1名、監事1名

(役員の職務)

第6条 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- 4 監事は、委員会の会計事務を監査する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は就任した日からその日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会計年度)

第8条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(補足)

第9条 この会則に定めるもののほか、その他必要事項については、会議においてこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 委員会の初年度の会計年度は、第9条の規定にかかわらず、委員会の設立日から当該年度の3月31日までとする。

令和5年度 地域防災心得改定実行委員会委員名簿

役職	氏 名	ふ り が な	所 属 団 体
会 長	菊 地 芙美恵	きくち ふみえ	春光台地区市民委員会
副会長	小 原 陽 一	おばら よういち	春光台商工振興会
監 事	上 森 茂	うえもり しげる	春光台地区市民委員会
会 計	横 山 孝	よこやま たかし	鷹の巣福祉村地区市民委員会
委 員	高 橋 龍 治	たかはし りゅうじ	たかのす笑和会
委 員	玉 井 一 行	たまい かずゆき	旭川市立高台小学校
委 員	伊 林 幸 夫	いばやし ゆきお	春光台地区社会福祉協議会
委 員	上 森 仲 子	うえもり なかこ	春光台地区民生委員児童委員協議会
委 員	大久保 義 隆	おおくぼ よしたか	
委 員	伊 藤 光 子	いとう みつこ	春光台地区交通安全協会
委 員	宮 上 憲 之	みやかみ のりゆき	社会福祉法人北海道療育園
委 員	早 坂 祐 司	はやさか ゆうじ	春光・春光台地区包括支援センター
委 員	水 野 浩	みずの ひろし	旭川市消防団第27分団
委 員	山 本 勝 幸	やまもと かつゆき	鷹の巣福祉村地区社会福祉協議会
委 員	福 屋 聖 恵	ふくや さとえ	

【事務局：春光台公民館】

日比野 正 人	藤 村 護	高 橋 修
---------	-------	-------

③ 災害時避難要支援者の避難実施訓練事業

事業計画書

事業名	災害時避難要支援者の避難実施訓練事業
事業の目的・内容	<p>1 事業の目的 大停電を想定し、自力では避難できない或いは困難である要支援者の避難及びその支援のための訓練を実施し、全ての関係者の心の中で、「隣人愛・人間愛」が更に深化することを願い事業を開催する。</p> <p>2 実施内容 次のとおり、「災害時避難要支援者の避難実施訓練」を開催する。 (1) 実施日 令和5年9月上旬 (2) 対象 ある程度元気であるが歩行が困難な人や車椅子利用者など (3) 実施場所 春光台地区センター</p> <p>3 事業実施主体 要支援者避難支援実行委員会</p>
事業期間	令和5年6月1日から令和5年9月30日まで

事業収支予算書

(収入)

(単位：円)

区分	金額	内容
補助金	40,000	旭川市地域まちづくり推進事業補助金
計	40,000	

(支出)

(単位：円)

区分	金額	内容
保険料	15,000	傷害及び賠償責任保険
消耗印刷費	10,000	炊き出し訓練消耗品, 交流会開催用品, 事務用品 ほか
賄材料費	10,000	炊き出し訓練材料
通信運搬費	3,000	通信用切手代
使用料及び賃借料	2,000	会場使用料
計	40,000	

要支援者避難支援実行委員会 会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、「要支援者支援実行委員会」(以下「委員会」という。)と称し、事務局は、旭川市春光台公民館に置く。

(目的)

第2条 委員会は、災害が発生した場合自力では避難が困難である要支援者を迅速かつ安全に避難させるための訓練を実施し、訓練を通して住人相互の理解を深め、より安心して住むことができる地域を目指す。

(事業)

第3条 委員会は、第2条の目的を達成するため次の事業を実施する。

- (1) 避難所開設を想定した炊き出しの訓練に関すること。
- (2) 平常時及び避難時の高齢者等の移動、輸送に伴うバスの活用に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 春光台及び鷹の巣福祉村地区の市民委員会等の住民組織に所属している者。
- (2) 旭川市春光台公民館及び旭川市春光台地区センターに所属している者。
- (3) 委員会が特別に認めた者。

(専門部)

(役員)

第5条 本会には次の役員を置く。

委員会に実行委員長1名、同代行2名、副委員長若干名、会計1名、監査1名

(役員の仕事)

第6条 実行委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

- 2 実行委員長代行は、委員長を補佐し、実行委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 副委員長は、委員長及び代行を補佐する。
- 4 会計は本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- 5 監査は、委員会の会計事務を監査する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は就任した日からその日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会計年度)

第8条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(補足)

第9条 この会則に定めるもののほか、その他必要事項については、会議においてこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、令和5年6月1日から施行する。

令和5年度 要支援者避難支援実行委員会

	氏 名
実行委員長	水 野 浩
実行委員長代行	菊 地 芙美恵
実行委員長代行	横 山 孝
副委員長	山 本 勝 幸
副委員長	伊 林 幸 夫
監 査	小 原 陽 一
委 員	上 森 茂
委 員	笹 木 繁 宏
委 員	池 田 隆 二
委 員	山 口 秀 樹
委 員	上 森 仲 子
事務局	日比野 正 人
事務局	藤 村 護
事務局（会計）	高 橋 修